

大阪湾環境再生研究・国際人材育成コンソーシアムサポーター会員規約

(名称及び運営)

第1条

本会の名称は、大阪湾環境再生研究・国際人材育成コンソーシアム（略称を「CIFER Osaka Bay」(Consortium for International Fosterage and Environmental Research and projects in Osaka Bay)とし、以下、「コンソーシアム」という。)と称し、一般社団法人大阪湾環境再生研究・国際人材育成コンソーシアム・コア（以下、「CIFER・コア」という。）が運営する。

(目的)

第2条

本規約は、コンソーシアムのサポーター会員（以下、「サポーター」という。）について必要な事項を定める。

(サポーターの定義)

第3条

サポーターとは、コンソーシアムの趣旨に賛同する法人、団体、個人のうち入会手続きを完了したものをいう。

(サポーターの特典)

第4条

サポーターには以下の特典がある。

- (1) サポーター限定メールニュースの配信
- (2) CIFER・コアが主催もしくは共催するセミナー、シンポジウム等への無料参加
- (3) CIFER・コアのホームページにおけるサポーターの紹介
- (4) サポーター相互の交流、情報交換、共同研究等への参加

(年会費)

第5条

サポーターは下記に定める金額を納入しなければならない。

法人・団体	年会費	10,000円
個人	年会費	3,000円

- 2 国、地方公共団体及び大学等教育機関については会費を免除するものとする。

(年会費の納入)

第6条

サポーターは、毎年当該年度の会費を年度当初に納入しなければならない。但し、年度途中10月1日以降の入会については、年会費を半額とする。

(入会)

第7条

入会にあたっては本規約を承諾の上、別に定める入会申込書により入会を申し込み、CIFER・コア理事会の承認を得なければならない。CIFER・コア理事会の承認をもって入会手続きが完了したものとす。

(サポーター期間及び更新)

第8条

サポーター期間は、毎年度4月1日～翌年3月31日までとする。サポーター資格は、毎年度会費の納入をもって更新される。ただし、初年度は入会完了日～翌年3月31日までとする。

(サポーター情報の変更)

第9条

サポーターは、コンソーシアムへの届け出事項に変更が生じた場合、速やかにCIFER・コアに変更内容を届け出るものとする。

(サポーター資格の譲渡禁止)

第10条

サポーター資格は、第三者に譲渡することができない。

(サポーター資格の取消)

第11条

サポーターは、以下のいずれかの事由に該当する場合、サポーター資格を取り消されるものとする。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 入会時に虚偽の申告をしたとき
- (3) コンソーシアムの信用または名誉を傷つけたとき
- (4) 公序良俗に違反する行為があったとき
- (5) 個人の場合は本人が死亡したとき
- (6) 法人、団体の場合は法人、団体が消滅したとき
- (7) その他、CIFER・コアにおいてサポーターとして不適格と認められたとき

(退 会)

第12条

サポーターは、退会する場合、別に定める退会届を提出しなければならない。

(規約の変更)

第13条

本規約は、CIFER・コア理事会によって変更することができる。なお、規約の変更については、サポーターに対し変更内容を通知する。

(委 任)

第14条

この規約に定めるもののほか、サポーターの取扱いに関し必要な事項は、CIFER・コア理事会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本規約は、平成25年4月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 本規約は、平成25年9月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 本規約は、平成26年5月1日から適用する。